

受入施設の事業種例

←中面の続き

【お休み処】

◆「お休み処」

商店街の空き店舗を利用し、市民の憩いや交流の場として開設しています。常時2名以上のボランティアが常駐し、受付等の対応をします。

【移送サービス】

◆移送サービス(我孫子市社会福祉協議会)

高齢者や障害者で、一般の公共交通機関を利用することが困難な方のために、運転ボランティア(※)が外出を支援します。
※福祉有償運送講習会の受講が必要です。

ボランティア保険

登録された方は全て、「ボランティア保険」に団体加入します。ケガや事故などの場合に、所定の補償がありますので、安心して活動していただけます。

※家を出てから、帰るまでの道中も保険の対象となります。(ただし、ボランティア活動の目的であること。寄り道をした際の事故は対象外です。)

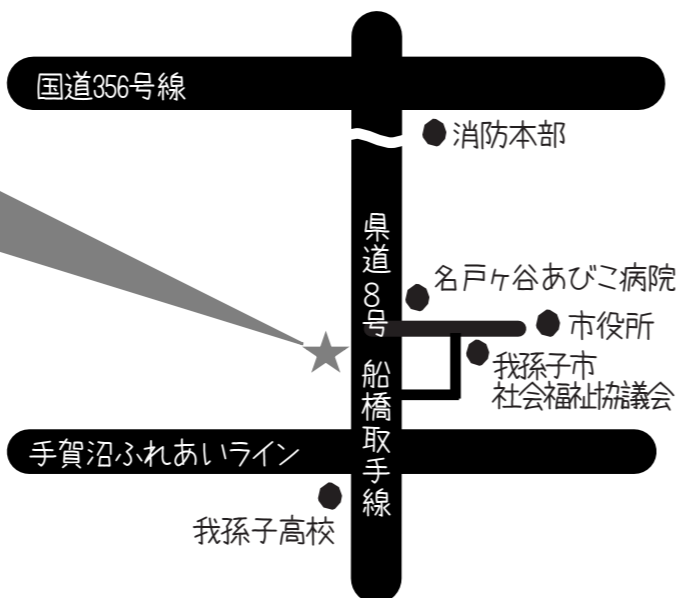
損害賠償保険金(てん補限度額)	対人・対物(受託品賠償)事故共通 …最高1事故5億円 ※免責金額はありません。
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	程度により最高500万円
入院保険金日額	3,000円
通院保険金日額	2,000円
感染症見舞金	死亡…100万円 入通院…3万円~7万円

お問い合わせ

ボランティア市民活動相談窓口
て・と・り・あ

電話 / 7185-5233

住所 / 〒270-1152 我孫子市寿2-27-41
受付時間 / 9:00~17:00(月~金)
土・日・祝・年末年始お休み



登録者募集

我孫子市介護保険 ボランティアポイント制度

この制度は…

この制度は、ボランティア活動を通じて積極的な社会貢献に役立てるとともに、自らの介護予防を推進することが目的です。

内容は、事前に登録をした65歳以上の市民の方が、市内の指定された受入施設等にてボランティア活動に参加し、その実績に応じて付与されるポイント数に対して年間最大5,000円の交付金を受け取ることができるものです。

お申込みできる方

下記の条件を満たしている方

- ア) 我孫子市民で65歳以上の方(我孫子市介護保険第1号被保険者)
- イ) 要介護(要支援)認定を受けていない方
- ウ) 当該年度において介護保険料に滞納のない方
且つ、過去5年度において介護保険料に滞納のない方

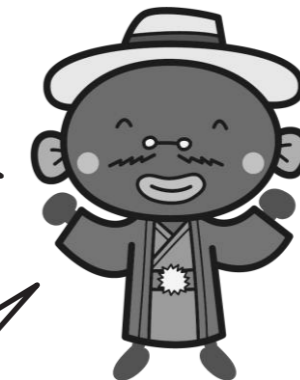
ボランティアで
気づき・学び!

資格や特技がなくても
大丈夫!

ボランティアで
介護予防!

ボランティアで
スタンプGET!!

ボランティアで
生きがいづくり!



手賀沼のうなきちさん

お申込みは
パンフレット内の
所定用紙にて

※詳しくは中面の左上を参照

この制度は、市からの委託を受けて、
社会福祉法人 **我孫子市社会福祉協議会** が運営しています。

我孫子市介護保険ボランティアポイント制度の流れ

① お申込み・登録

このパンフレットに挟んである所定の用紙（我孫子市介護保険ボランティア登録申請書）に、**必要事項の記入、同意書欄に署名捺印**のうえ、お近くの地区社協、またはボランティア市民活動相談窓口 **て・と・り・あ** までご持参ください。郵送でも受け付けています。

【郵送先】〒270-1152 我孫子市寿2-27-41 **てとりあ 宛**

※毎月15日までに受付した分をまとめて、月末に『登録証』『手帳』『受入施設一覧表』をお送りします。（例：10月20日にお申込み→11月末頃に届きます。）

② ボランティア活動先を探す

『受入施設等一覧表（※）』から自分にできる活動を探し、希望する受入施設に直接電話をして、活動の日時・活動内容・持ち物などの打ち合わせをします。最初は勇気がいりますが、まずは“やってみる”が大切です。

不安な場合は、**ボランティア市民活動相談窓口 **て・と・り・あ**（☎7185-5233）**へ相談してみましょう。コーディネーターと一緒にボランティア活動先をお探しします。

※『受入施設等一覧表』は、登録者にお送りしています。

③ ボランティア活動&スタンプ集め

打ち合わせをした日時に受入施設へ行き、活動を行います。活動終了後、『手帳』にある「活動記録」にスタンプを押してもらいます。3月末（年度末）までスタンプを集めましょう。

スタンプ押印の基準は、概ね1時間当たり=1個 ※1日2個まで

複数の施設で活動され、合計で2時間以上の活動をされても1日2個までとなります。

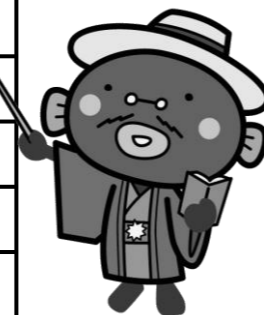
④ ポイントの申請&交付金の受け取り

『手帳』にある「活動記録 年度末スタンプ集計欄」と毎年3月中旬に送付される「評価ポイント交付金申請書兼請求書」に必要事項を記入して、3月末（年度末）までにボランティア市民活動相談窓口 **て・と・り・あ** へ提出します。

その後、5月中旬頃に、市からご指定の口座へ交付金が振り込まれます。

【評価ポイントの付与基準】

スタンプ数	評価ポイント	ポイント転換交付金
1個～9個	0ポイント	0円
10個～19個	10ポイント	1,000円
20個～29個	20ポイント	2,000円
30個～39個	30ポイント	3,000円
40個～49個	40ポイント	4,000円
50個～	50ポイント	5,000円



手賀沼のうなぎちゃん

※転換できなかったスタンプは、翌年度に限り、50個まで繰越すことができます。

受入施設の事業種別

【高齢者施設】

◆通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで行われる施設です。

◆通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で日帰りの機能訓練が行われる施設です。

◆短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が行われる施設です。

◆短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが行われる施設です。

◆小規模多機能居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅へ来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に行われる施設です。

◆特定施設入居者生活介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを行います。

◆認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が行われる施設です。

◆介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を行う施設です。

◆介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けて、家庭への復帰を目指す施設です。

【子ども施設】

◆市立保育園

両親が働いていたり、病気などの事情で家庭で保育ができない場合に、子どもを保育するところです。

◆子育て支援施設

保護者と子どもが安心して遊べる場所を提供しています。各広場では、妊婦さんから就学前の子どもと保護者のための、様々な行事を行う施設です。

◆あびっ子クラブ

小学生を対象に、学校施設を活用して、放課後や土曜日、夏休みなど、子どもたちが安心して過ごすことができる子どもの居場所です。

※あびっ子クラブでは、介護保険ボランティアとは別に、サポーター（市民スタッフ）を募集しています。サポーターに登録されている方は、あびっ子クラブでは重複してはご利用いただけませんのでご了承ください。

【障害者施設(通所)】

◆生活介護

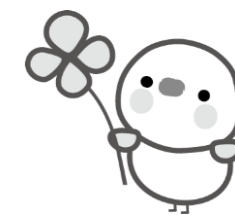
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する施設です。

◆就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行なう施設です。

◆地域活動支援センター

障害者の自立と社会参加を促進するために、必要な創作的活動、生産活動等を行う施設です。



裏面に続く→